

確定申告・住民税申告のお知らせ

平成29年分の確定申告の受付・住民税申告相談を下記の各会場で行います。

申告が必要な方は、必要書類をご持参のうえおこしください。

月 日	曜日	対象地区	受付会場	受付時間
2月8日	木	牛滝	交流促進センター	午前10時～午後2時
2月9日	金	福浦	ふれあいセンター	午前10時～午後2時
2月10日	土			
2月11日	日			
2月12日	月			
2月13日	火	長後	生活改善センター	午前9時～正午
		磯谷	漁民研修センター	午後2時～午後4時
2月14日	水	矢越	生活改善センター	午前10時～午後2時
2月15日	木	原田	生活改善センター	午前10時～午後2時
2月16日	金	川目	生活改善センター	午前10時～正午
2月17日	土			
2月18日	日			
2月19日	月			
2月20日	火	古佐井	アルサス（しおさいホール）	午前10時～午後4時
2月21日	水		予備日（役場窓口で申告受付しています）	
2月22日	木	大佐井	アルサス（しおさいホール）	午前10時～午後4時
2月23日	金			
2月26日(月)～3月15日(木) （※土日祝祭日を除く）		役場窓口で申告受付しています		

※各地区で申告受付の際は、役場庁舎内に税務担当職員が不在となりますのでご注意ください。

上記日程で申告ができない場合は、予備日に役場窓口で申告してください。

【申告の必要な方】

平成30年1月1日現在、佐井村に住所を有する方で、前年中（平成29年1月から12月）に次のような所得があった方。

- ①営業、漁業、その他の事業所得、地代、家賃、配当などの所得のあった方。
- ②給与所得者で勤務先から役場へ給与支払報告書の提出のない方。
- ③給与所得者で給与所得以外の所得があった方。

所得のない方でも、扶養者の勤務先、官公庁などに所得証明書、非課税証明書などの提出を必要とする場合があります。また、国民健康保険税や保険料などの算定や軽減、国民年金保険料の免除、保育料などの所得判定にも必要となります。

住民税の申告はこのような証明書などの発行をする際の資料となりますので申告が必要です。

次のような方は所得税が還付される場合があります。

- ①医療費控除
昨年中に本人や家族のために医療費を多額に支払った方（生命保険の給付金や加入保険の高額療養費は差し引きますので高額療養費のわかるものを持参してください）
- ②住宅借入金等特別控除
住宅の新築や増改築または購入した方。
- ③災害や盗難によって住宅や家財など資産の損害を受けた方。
- ④給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方および出稼ぎなどで年末調整を受けなかった方。